

委員会として住民意見の聴取を行う必要はないのか。

流域委員会の審議も進み、いずれ取りまとめに入ると思われるが、取りまとめにあたって住民の意見を聴く必要があるのではないか。特に「住民連携」の委員は地域住民の意見を聴取し、意見書に反映させるべく努力するのは委員としての責務ではないのか。

住民意見の聴取方法にもいろいろある。単純に一般公募する方法、それもテーマを決めて公募する方法もあれば人を決めて、あるいは地域を決めて意見を求める方法もある。聴取方法も一人以上の少数の委員がでかけて意見聴取を行う方法、文書で意見を求める方法もあれば委員会に出席を求め意見を聴く方法もある。多様な意見聴取の方法を比較検討し、どのような組み合わせで意見聴取するのが住民意見反映にとって望ましいのか意見を述べることは流域委員会の目的に明記されていることである。

整備計画案の審議に多くの時間を取られていることは現段階では止むを得ないこととしても、その審議の中で住民意見反映の方法を試みることは決して不要なことではないはずだ。いや、河川整備計画という具体的な問題があつてこそ住民は意見を述べることができる。

流域委員会の審議の中で様々な住民意見の聴取方法を試み、具体的な住民意見聴取方法を提案することこそ「住民連携」委員の責務であると思う。意見書の取りまとめにあたっては、委員会としての住民意見聴取反映方法について審議し、意見聴取を行うことを求める。